

岐阜市立鶉小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成30年4月改定

平成31年1月改定

令和元年 7月改定

令和2年 4月改定

令和3年 4月改定

令和4年 4月改定

令和5年 4月改定

令和6年 4月改定

令和7年 4月改定

〇はじめに

ここに定める「鶉小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では児童会を中心とした「いじめ〇」の取組、大河内祥晴氏を招いて行った「いじめについて考える授業」、あったか鶉っ子宣言の制定などを行い、児童と共にいじめを許さない土壌づくりに励んできた。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定 義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、当該児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する**。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許さない」

- ・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- ・いじめは、一度の指導で終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童といった個のみならず、学級などの集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | | |
|---|--------------------------------|----------------------|
| 1 | どの子も全力で応援する | → 誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 | いつでもどんな相談も聞く | → どんなことも受け止める |
| 3 | 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | → いじめはみんなで必ず止める |
| 4 | 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | → 必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止・早期発見・早期対応並びにいじめの問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは絶対に許さない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

(6) 保護者の責務等

- ・学校は、保護者・地域と協力しながらいじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組(自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学年・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導、共同学習等)

- ・「学びに向かう力」を育むため、全ての児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、互いの存在を認め合い、存在感、所属感を味わえる学級にする。一人一人が仲間と関わり、自己肯定感や自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。また、学年集会において、各学級の高まりを見届け合ったり、補足し合ったりする指導をする。
- ・一人一人が「自分みがき」を目指すことを通して、自分の成長を自覚し、自分たちの学級・学年・学校にも自信と誇りをもてるようにする。歌声集会、歌声交流会を実施する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、「いじめを見逃さない日」や「いじめ防止強化週間に向けた取組」等、児童会が中心になって、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 安心感を生み出す指導(仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備)

- ・問題行動等には、全職員が最前線に対応し、立ち向かう。
- ・全職員が、組織的対応を心がけ、「約束ルールに関わって誰もが同じことを言う」等、共通理解、共通行動に努める。
- ・全職員が、様々な視点から認めたり価値付けたりすることを積み重ねることにより、児童の人権感覚を高めたり、価値観を築いたりして、望ましい人間関係を構築する。

- いじめ未然防止に係る校内掲示をする。(いじめ対応フローチャート、「4つの約束」をすべての教室に掲示)
- アンケート「自分見つめ」の内容を、即日、複数の職員で確認する。
- 日頃から児童の話に耳を傾けるとともに、定期的に教育相談週間を設けることで、児童が話しやすくなるように時間を確保する。(ここタンの活用)

(3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物とのふれあいや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- 教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。
- 真実を語る「本物との出会い」を通して、児童が共感や感動を覚える指導を継続的にする。誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやる心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(4) 全ての教育活動を通じた指導(自己指導能力の育成)

- 学校における教育活動全体において、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ①児童が自己肯定感や自己有用感をもてるようにする。
 - ②共感的な人間関係を育成する。
 - ③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会などが計画・運営する児童間の話し合いやPTA、地域の方も交えた交流会など、自治的な活動の充実を図る。
- 学校職員及び保護者や地域の方を対象とした、警察や専門家等の外部講師等による研修をする。
- 保護者への積極的な情報提供により、学校と家庭の連携を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- 困ったことがあったら相談しやすい人に話すように促したり、SOSの出し方指導をしたりして、早期発見に努める。
- 仲間を守ることは自分を守ることにつながることを指導して、互いに仲間の変容に気づける目を養う。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、アンケート調査・日記の活用等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に

分析し、対応に生かす。

- 年間3回の県によるいじめ調査と学校独自のアンケート調査（「自分見つめ」、「友だちみつめ」）等を、全教職員の共通理解の上で実施し、「学校いじめ防止等対策推進委員会」（「学校いじめ防止等対策推進会議の設置」参照）で調査結果を確認し、対策を検討する。
- 「自分見つめ」に児童が回答しやすいように、全校一斉実施、テスト隊形での記入、自宅での記入、封筒に入れて回収、スマート連絡帳での保護者への周知、ここタンの活用等、様々な工夫をする。
- 学級担任や教科担任、養護教諭、栄養教諭等、全教職員が、些細なサインも見逃さないきめ細かい情報交流を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- いじめを受けていると思われる事案については、校長のリーダーシップのもと、適切かつ迅速に情報共有をして、校内連携組織図に基づいて取り組む。

（３）いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

- 迅速かつ組織的に対応するための校内組織（フロー図）をつくる。
- フロー図に従って、迅速かつ適切な情報共有を行い、学校いじめ防止基本方針に沿った迅速な対応をする。
- いじめ対策監による校内巡視や見守りを行う。
- スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応（役割分担と具体的な手立て）

（４）教育相談の充実

- 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に進める。特に、問題が起きていないときこそ、信頼関係が築けるように日常的から児童理解を図るように努める。
- 問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機感をもって児童の相談にあたる。
- 児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るように努める。
- 不安や悩みを抱える児童に、SOS の出し方を指導したり、ここタンを活用したりして積極的、予防的な教育相談を実施していく。

（５）教職員の研修の充実

- 職員会や児童理解研、夏季休業中の現職研修、さらに、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶ研修をする。
- 学校組織で判断、情報共有、主観的理解と客観的事実を区別した事実確認等の研修を行う。

（６）保護者・地域との連携

- いじめが確認された後には、いじめた側、いじめられた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめられた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を

十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の今後に向けて一緒にあって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。（被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届け）

- ・管理職が、情報提供の履行の見届けをする。

（７）関係諸機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱えこまず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、民生委員、主任児童委員、学校運営協議会委員、スクールロイヤー、病院等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を速やかに行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・教育委員会へは直ちにいじめ事案を報告する。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたる。
- ・いじめ事案は、直ちに報告様式にて岐阜市教育委員会へ報告する。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- （１）学校基本方針の策定、実施及び検証
- （２）いじめに係る相談体制の整備
- （３）いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- （４）いじめの認知
- （５）被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- （６）当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- （７）前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

学校職員：校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策監、（主任いじめ対策監）、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生委員、主任児童委員
スクールカウンセラー、児童館長 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「鶉小学校いじめ防止プログラム」

月	取 組 内 容	備 考
4月	・職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継ぎ、今年度の方針の伝達） ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下方針）説明 ・教師が児童に「よいこと見つけ」の視点を提示 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・学校運営協議会委員会で「方針」説明 ・いじめアンケートの実施	「学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針」 の 確 認
5月	・PTA総会で「方針」説明 ・「学校運営協議会」の実施 ・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」（外部を含む）の実施 ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施 ・児童会による「よいこと見つけ」を継続実施	
6月	・児童向けネットいじめ研修① ・「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日）の実施 ・情報提供アンケートの実施（無記名式）、教育相談の実施 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・「いじめについて考える集会」に向けた取組	
7月	・「いじめについて考える日」7月3日 ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	第1回県い じ め 調 査
8月	・岐阜市生徒会サミットを生かした小中連携 ・職員研修会（ネットいじめ・教育相談も含めた） ・第1回「いじめ防止等対策推進会議」の実施	
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告 ・いじめアンケートの実施	
10月	・情報提供アンケートの実施、教育相談の実施	
11月	・「いじめ防止月間」の実施 ・「学校運営協議会」の実施 ・児童向けネットいじめ研修②	
12月	・いじめについて考える集会（児童のいじめ防止対策の発表） ・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・いじめアンケートの実施 ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	第2回県い じ め 調 査

1月	・いじめアンケート（記名・無記名選択式）と教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・情報提供アンケートの実施	
2月	・児童会の取組のまとめ ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・第2回「いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ・学校運営協議会の実施 ・いじめアンケートの実施	
3月	・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査 問題行動調査（文科）

- ・日常的に「ここタン」を活用し、児童の相談を聞けるようにする。

6 いじめ問題発生時の対処

（１）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法：第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・いじめを受けた児童に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

（２）「重大事態」と判断された時の対応（法第28条、条例第20条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じる恐れがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、以

下の対応を行う。

〔主な対応〕

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

- 保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告は、指導要録と並びで、保存期間を5年（卒業後）とする。
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）
（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改定参照）
- 指導記録について
 - ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）
- 校種間、学年間での確実な引き継ぎ
 - ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引き継ぎ資料に確実に反映されるように徹底する。